# 確　　認　　書

（様式17）

（生産緑地法第８条第２項２号に規定する施設関係）

１　事前確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係部署 | 事前確認内容 | 確認等の要，不要等 |
| 都市計画課 | □ 用途地域（第1種低層・第2種低層・第１種中高層・２種中高層・第１種住居・第２種住居・住居・近隣商業・  　　　　　　 商業・準工業・工業・工業専用）  　　　　　　　　　　　　⇒建築する用途が建築可能かは，建築審査課へ | 建築の□可，□否 |
| □ 建蔽率　　　　　　％・容積率　　　　　　％  □ 高さの最高限度　　　　m第　　種高度地区  □ 景観保全　　　　　　　　　　　　　　⇒風致地区は風致保全課へ  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　景観規制は景観政策課へ | 許可・届出の□要，□不要  許可・届出の□要，□不要 |
| □ 屋外広告物　　　　　　　　　　　　　⇒広告景観づくり推進室へ | 許可・届出の□要，□不要 |
| □ 都市施設 | 許可の□要，□不要 |
| □ 生産緑地（生産緑地として一団を構成している土地の所在確認）      　　　　　　　　⇒所有者等の調査は法務局へ（登記事項証明書，公図の写し） | 確認の□要，□不要 |

【建築可能な場合は，申請地を所管する農業振興センターにご相談ください。】

　【その他の各種手続】※下記の手続は参考であり，許可を受ける施設に必要な各種法令に基づく手続等は御自身で行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健福祉局医療衛生センター  （各区の医療衛生コナー） | 営業許可申請（飲食店，喫茶店，食品製造など）  食品衛生責任者（資格・講習等） | 許可の□要，□不要  資格等の□要，□不要 |
| 農業委員会 | 農地法第４条の許可 | 許可の□要，□不要 |
| その他関係法令の確認 | 消防署防火管理責任者届・個人事業者の開廃業等届出書・法人設立届出書・消費税課税事業者届出書・給与支払い事務所等の開設届出書･青色申告承認申請書・労災保険の加入手続・雇用保険の加入手続・社会保険の加入手続・建築確認申請等 |  |

２　その他留意事項

　　以下の留意事項の内容を確認したうえで，□にレ印を記入してください。

　⑴　適正な運営

　　□　施設の管理･運営状況について，毎年農業振興センターに報告することを理解している。

　　□　設置後も設置基準の適否を把握するための立入り調査等に協力しなければならないことを理解している。

　　□　設置基準に適合していない場合は，原状回復命令等の指示に従わなくてはならないことを理解している。

　⑵　固定資産税

　　□　設置箇所の敷地については，宅地並み課税となることを理解している。

　⑶　納税猶予

　　□　設置箇所の敷地については，相続等による納税猶予が受けられないことを理解している。

　　□　納税猶予を受けている場合は，生産緑地地区内行為許可申請を行う前に，税務署に相談し，その指示に従っている。

　⑷　その他

　　□　設置施設を廃業する場合は，速やかに農地に復元した後，「生産緑地地区内行為廃止届出書」を提出し，農業委員会へ相談しなければならないことを理解している。

　　□　設置箇所の敷地において，許可を受けた２号施設以外（宅地等）に転用することができないことを理解している。

　　以上について，確認しました。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　確認者